

## 契約保証に係る運用の見直しについて

令和6年9月2日

本市では、契約に際し原則として契約保証金又は契約保証人を付すこととしていますが、令和3年度包括外部監査において、契約保証人は談合を助長するおそれ等の問題があることなどから、契約保証金の原則化などの指摘がなされました。

この指摘等を踏まえ、令和7年4月1日以後に公告等を行う契約については、原則として契約保証金を付すこととします。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195 FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp